

広島県公営企業管理規程第三号

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程

広島県公営企業組織規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（内部分課）

第四条 企業局の本庁に次に掲げる課を置く。

企業総務課

土地整備課

水道課

流域下水道課

第五条第一項企業総務課の項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同項第十八号中「及び水道課」を「水道課及び流域下水道課」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十九号を第十八号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十三号中「及び水道課」を「水道課及び流域下水道課」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項中第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を二十四号とし、第二十六号を二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 公営企業の技術管理に関すること。

第五条第一項企業総務課の項中第二十七号を第三十号とし、第二十六号の次に次の三号を加える。

二十七 工事の検査に関すること。

二十八 建設工事に係る入札及び契約制度に関すること。

二十九 建設工事等のコスト縮減に関すること。

第五条第一項土地整備課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同項水道課の項第六号中「土地整備課の所掌に属するものを除く」を「工業用水道事業及び水道用水供給事業に係るものに限る」に改め、同項中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、同項の次に次のように加える。

流域下水道課

一 広島県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）の用に供する資産の取得、管理及び処分並びに記録管理に関すること。

二 流域下水道事業の企画及び調査に関すること（水道広域連携推進担当課長の所掌に属するものを除く。）。

三 流域下水道施設の建設に関すること。

四 流域下水道事業の運営管理に関すること。

五 工事の技術管理及び進行管理に関すること（流域下水道事業に係るものに限る。）。

六 公益財団法人広島県下水道公社に関すること。

第三十条第一項を次のように改める。

工業用水道事業において設けられた太田川東部工業用水道の第一期水道及び第二期水道並びに沼田川工業用水道、水道用水供給事業において設けられた広島水道用水供給水道、広島西部地域水道用水供給水道及び沼田川水道用水供給水道並びに流域下水道事業において設けられた太田川流域下水道、芦田川流域下水道及び沼田川流域下水道の業務（広島県工業用水道条例（昭和四十年広島県条例第三十号）第二十六条第二項及び広島県水道用水供給水道条例（昭和四十九年広島県条例第二十号）第十四条第二項に規定する業務を除く。）を処理するため、広島県広島水道事務所（以下「広島水道事務所」という。）を置く。

第三十一条第三号中「及び水道用水供給施設」を「水道用水供給施設及び流域下水道施設」に改め、同条第四号中「及び水道用水供給施設の建設及び」を「水道用水供給施設及び流域下水道施設の建設並びに」に改める。

第三十二条の表中

総務課	庶務係、工事係	広島市安芸区畠賀町
維持管理課	維持管理第一係、維持管理第二係	
建設課	建設第一係、建設第二係	
瀬野川浄水課		
建設課	建設第一係、建設第二係、流域下水道係	
瀬野川浄水課		

を

に改める。

第三十四条建設課の項を次のように改める。

建設課

一 工業用水道施設、水道用水供給施設及び流域下水道施設の建設及びこれに関連する工事の実施に関すること。

二 流域下水道施設の維持管理に関すること。

第四十五条第一項中「除く。」の下に「並びに流域下水の水質に関する調査研究及び水質管理についての指導に関する業務」を加える。

第四十六条に次の一号を加える。

三　流域下水の水質に関する調査研究及び水質管理についての指導に関すること。
第四十八条水質管理課の項を次のように改める。

水質管理課

一　工業用水及び水道用水の水質に関する試験検査及び調査研究並びに水質管理についての指導に関すること。

二　流域下水の水質に関する調査研究及び水質管理についての指導に関すること。

附 則

(施行期日)

1　この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

(企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部改正)

2　企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中

本府		広島県広島水道事務所	
次長	所長	水道整備担当監	水道整備担当監
水道整備担当監 課長	水道課長 流域下水道課長 水道広域連携推進担当	八万五千円	八万二千五百円
五万円	八万五千円	八万五千円	八万二千五百円
水道整備課長	企業總務課長	八万五千円	八万二千五百円
土地整備課長	技術部長	十一万円	十万七千五百円
流域下水道課長	経営部長	十一万円	十万七千五百円
水道課長	技術部長	十一万円	十万七千五百円
水道広域連携推進担当	経営部長	十一万円	十万七千五百円

を

本府	
水道整備担当監 課長	水道課長 流域下水道課長 水道広域連携推進担当
五万円	八万五千円
水道整備課長	企業總務課長
土地整備課長	技術部長
流域下水道課長	経営部長
水道課長	技術部長
水道広域連携推進担当	経営部長

広島県広島水道事務所

所長	八万五千円
次長	四万円

に改める。

第五条の二第一項の表中

本府	経営部長	技術部長	企業総務課長	土地整備課長	水道課長	水道整備担当監
一 万 円	一 万 円	八 千 円	八 千 円	八 千 円	八 千 円	六 千 円

を

に改め、同条第二項の表中

本府	経営部長	技術部長	企業総務課長	土地整備課長	水道課長	流域下水道課長	水道広域連携推進担当	水道整備担当監
五 千 円	五 千 円	四 千 円	四 千 円	四 千 円	四 千 円	八 千 円	八 千 円	六 千 円

を

本府	経営部長	技術部長	企業総務課長	土地整備課長	水道課長	水道広域連携推進担当	水道整備担当監
五 千 円	五 千 円	四 千 円	四 千 円	四 千 円	四 千 円	四 千 円	三 千 円

を

本庁	経営部長	五千円
技術部長	五千円	五千円
企業総務課長	四千円	四千円
土地整備課長	四千円	四千円
水道課長	四千円	四千円
流域下水道課長	四千円	四千円
水道広域連携推進担当 課長	四千円	四千円
水道整備担当監	三千円	三千円

に改める。

（広島県公営企業財務規程の一部改正）

3 広島県公営企業財務規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「（昭和五十六年法律第五十九条）」を「（昭和五十六年法律第五十九号）」に改め、同条第七号中「行政手続オンライン化条例」を削る。

第十五条第二項中「同項第五号に掲げる帳簿を」の下に「、流域下水道課長は流域下水道事業に係る同項第五号に掲げる帳簿を」を加える。

第二十条第二項中「滞納処分費」を「、滞納処分費」に改める。

第四十条第三項中「（平成十六年六月十八日法律第百二十三号）」を「（平成十六年法律第二百二十三号）」に改める。

第四十二条第一項第一号イ中「翌月の五日まで（ただし、一月にあつては十日まで）」を「翌月の初日から起算して三開庁日以内」に改める。

第六十九条中「払込案内書、送金案内書」を「払込払案内書」に改め、「、送金」を削る。

第九十四条第三号へ中「更正債権その他」を「更生債権その他」に、「破産更正債権等」を「破産債権等」に改める。

第九十五条第三項から第五項までの規定、第九十八条第一項及び第二項並びに第九十九条第二項及び第三項中「水道課長」を「水道課長又は流域下水道課長」に改める。

第一百条第一項中「水道課長」の下に「、流域下水道課長」を加え、同条第二項及び第三項中「水道課長」を「水道課長又は流域下水道課長」に改める。

第一百一条中「水道課長が」の下に「、流域下水道事業に係るものにあつては流域下水道課長が」を加える。

第一百七条第五項中「固定資産を無償譲渡したとき」を「第二項の規定にかかわらず、固定資産を無償譲渡したとき」に、同条第六項中「又は水道課長」を「、水道課長又は流域

下水道課長」に改める。

第一百十条第一項中「水道課」の下に「流域下水道事業に係るものにあつては流域下水道課」を加える。

第一百三十三条第八項中「前各号」を「前各項」に改める。

(広島県公営企業事務処理規程の一部改正)

4 広島県公営企業事務処理規程(昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

建設工事の執行に関すること。

建設工事の執行に関すること。	建設工事執行規則(昭和二十八年広島県規則第一号)	土木工事監督規程(平成元年広島県訓令第十二号)	土木工事検査規程(昭和四十六年広島県訓令第九号)
----------------	--------------------------	-------------------------	--------------------------

建設工事の執行に関すること並びに建設事業負担金の徴収及び減免に関すること。

建設工事の執行に関すること並びに建設事業負担金の徴収及び減免に関すること。	建設工事執行規則(昭和二十八年広島県規則第一号)	土木工事監督規程(平成元年広島県訓令第十二号)	土木工事検査規程(昭和四十六年広島県訓令第九号)
---------------------------------------	--------------------------	-------------------------	--------------------------

別表第二中

広島県地方機関舎等取締規則	広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号) 第二章に規定する地方機関(県庁構内に所在する地方機関を除く。)及び広島県教育委員会事務局の組織に関する規則(昭和二十九年広島県教育委員会規則第五号) 第二章第
---------------	--

を

に改める。

広島県建設 事業負担金 条例施行規 則	広島県知事 第一項 及び第六条	様式第一号、 様式第二号及 び様式第三号	広島県地方 機関庁舎等 取締規則
第一条 広島県行政組織規 則（昭和三十九年 広島県規則第十八 号）第三章に規定 する地方機関（県 庁構内に所在する 地方機関を除く。 ）及び広島県教育 委員会事務局の組 織に関する規則（ 昭和二十九年広島 県教育委員会規則 第五号）第二章第 三節に規定する教 育事務所（広島教 育事務所を除く。）	広島県公営企業組 織規程（昭和四十 九年広島県公営企 業管理規程第六号 ）第三章に規定す る地方機関	広島県知事 第一号、 様式第二号及 び様式第三号	広島県地方 機関庁舎等 取締規則
三節に規定する教 育事務所（広島教 育事務所を除く。）	おいて知事が行う 事業	公営企業管理 者	における事業

に改める。

(広島県公営企業事務委任規程の一部改正)

5 広島県公営企業事務委任規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の二号を加える。

九 広島県公営企業事務処理規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第六号）によりその例によることとされる広島県建設事業負担金条例施行規則（昭和三十六年広島県規則第五十三号）第六条の規定による減免の決定及び通知

十 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）に基づく流域下水道管理者の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第二十五条の十八第一項において準用する第二十三条第一項の規定による流域下水道台帳の調製及び保管

(二) 第三十二条第一項の規定による他人の土地への立入り及び一時使用並びに同条第八項及び第九項の規定による損失を受けた者に対する補償及び協議

(広島県企業局文書等管理規程の一部改正)

6 広島県企業局文書等管理規程（平成十三年広島県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

課	文書記号
企業総務課	総
土地整備課	土
水道課	水
流域下水道課	流